

プの利用ができなかった場合は、日割りの利用料の返還を行います。

	要件	対象児童
(ア)	利用児童のPCR検査受検が決定したのち、結果が出るまで	当該児童
(イ)	利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで	当該児童
(ウ)	利用児童が感染したのち、利用可能となるまで	当該児童
(エ)	学校での感染が確認され、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業に伴い、児童がクラブを利用できなかった期間	当該学校に在籍している児童
(オ)	クラブにおいて感染者が出たのち、保健所の行動調査まで	在籍する児童
(カ)	保健所の行動調査の結果、閉所となった期間	在籍する児童
(キ)	外国政府による日本への渡航制限、日本国政府による入国制限等により日本に入国できないとき。または入国後に経過観察を受けている期間	当該児童

上記(1)の要件のうち、(ア)・(イ)・(ウ)については、お子さまによって期間が異なるため、以下の期間の起点及び終点について、キッズクラブに報告をしてください。

また、(キ)については、別途提出していただく書類がありますので、該当する方は、キッズクラブにご連絡ください。

	要件	期間の起点	期間の終点
(ア)	利用児童のPCR検査受検が決定したのち、結果が出るまで	PCR検査の受検が決定した日	PCR検査の結果が出た日
(イ)	利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで	「PCR検査の受検が決定した日」もしくは「濃厚接触者に特定された日」で早い日	健康観察期間の最終日 (PCR検査で陰性となった場合でも)
(ウ)	利用児童が感染したのち、利用可能となるまで	「PCR検査の受検が決定した日」もしくは「濃厚接触者に特定された日」で早い日	通所が可能になった日

#### (2) 利用料返還の対象期間

上記(1)の要件に該当し、キッズクラブの利用ができなかった期間

#### (3) 返還額の計算方法

$200 \text{円}^{\ast} \times \text{利用できなかった日数} = \text{返還額}$

※保護者負担減免額相当補助の対象となる利用者は、100円です。

#### (4) 利用料の返還方法

上記(1)の要件に該当し、利用料の返還を希望する場合は、キッズクラブに申出をしてください。その後、キッズクラブの運営法人から、クラブの利用ができなかった日数分の利用料の返還を受けてください。利用料返還にあたっては、「申立書兼受領書」をキッズクラブに提出していただきますので、ご協力をお願いします。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4068